

別表二十付表四の記載の仕方

- 1 この明細書は、内国法人が法第82条の3第1項（国際最低課税額）の規定の適用を受ける場合において、同項各号に掲げる構成会社等（法第82条第13号（定義）に規定する構成会社等をいいます。2から4までにおいて同じです。）又は共同支配会社等（法第82条第15号に規定する共同支配会社等をいいます。2及び4において同じです。）に係る同項に規定する会社等別国際最低課税額（次に掲げる金額に係る部分に限ります。）があるときに記載します。
 - (1) 令第155条の36第1項第1号ロ、第2号ロ及び第3号ロ（会社等別国際最低課税額の計算）並びに法第82条の3第2項第4号ハ、第5号ロ及び第6号ロに掲げる金額
 - (2) 令第155条の36第1項第7号ロ、第8号ロ及び第9号ロ並びに法第82条の3第4項第4号ハ、第5号ロ及び第6号ロに掲げる金額
- 2 「構成会社等又は共同支配会社等の名称1」の欄は、法第150条の3第1項（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供）の規定により提供される当該内国法人の属する特定多国籍企業グループ等（法第82条第4号に規定する特定多国籍企業グループ等をいいます。以下2において同じです。）に係る同項に規定するグループ国際最低課税額等報告事項等のうち当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等又は当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等の名称と、同一のつづり（英字及び数字、大文字及び小文字並びに全角及び半角の使い分け、句読点及び空白の有無その他一切の表記が同一である文字列をいいます。）で記載します。
- 3 「帰属割合9」の欄は、構成会社等が法第82条の3第1項第2号イに掲げる恒久的施設等（法第82条第6号に規定する恒久的施設等をいいます。4において同じです。）に該当する場合には、「100」と記載します。
- 4 「10のうち他の構成会社等に帰せられる部分の金額11」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を記載します。
 - (1) 構成会社等が法第82条の3第1項第1号ロに掲げる構成会社等に該当する場合 「(6)ー(7)8」の金額に令第155条の37第3項第2号（帰属割合の計算等）に定める割合を乗じて計算した金額
 - (2) 構成会社等が法第82条の3第1項第2号ハ又はニに掲げる恒久的施設等に該当する場合 「(6)ー(7)8」の金額に令第155条の37第5項又は第6項に規定する割合を乗じて計算した金額
 - (3) 共同支配会社等が法第82条の3第1項第3号ロに掲げる共同支配会社等に該当する場合 「(6)ー(7)8」の金額に令第155条の37第9項において準用する同条第3項第2号に定める割合を乗じて計算した金額
 - (4) 共同支配会社等が法第82条の3第1項第4号ロに掲げる恒久的施設等に該当する場合 「(6)ー(7)8」の金額に令第155条の37第11項において準用する同条第6項に規定する割合を乗じて計算した金額